

財団法人食品産業センター寄附行為

最終改正平成21年2月12日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本財団は、財団法人食品産業センターという。

(事務所)

第2条 本財団は、事務所を東京都港区赤坂一丁目9番13号に置き、理事会の議決を経て、必要の地に支部又は従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本財団は、食品産業界の自主的努力と業界全体の相互連携を強化し、技術開発の推進、経営管理の合理化、競争秩序の整備、消費者対策等食品産業振興のため必要な事業を積極的に推進することにより、食品産業の近代化を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品産業に関する重要技術の開発研究
- (2) 食品産業の技術等に関する情報の収集及び提供
- (3) 食品産業に関する研究者、技術者、経営専門家等の組織化
- (4) 食品産業の技術又は経営に関する研修及び診断指導
- (5) 食品産業界の競争秩序の整備
- (6) 食品の品質の向上及び表示の適正化に関する指導
- (7) 食品に関する消費者の啓発及び食品産業界と消費者の間の意思疎通の促進
- (8) 食品に関する消費者の苦情処理
- (9) 共済加入者が行う食品の欠陥による生命、身体、財産に係る被害を受けた者に対する補償その他関連費用の支払いのための共済
- (10) 食品産業の海外事業展開及び食品の輸出促進に関する指導及び助言並びに情報の収集及び提供
- (11) 食品産業の振興に関する助成
- (12) 食品産業に関する調査及び広報
- (13) 国際標準化機構の規格に基づく審査員の評価及び登録並びに審査員研修機関の承認
- (14) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本財団の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初に寄附された財産
- (2) 設立後に寄附された財産
- (3) 政府等からの補助金等
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 本財団の資産を分けて、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初に基本財産として、指定して寄附された財産
- (2) 設立後に基本財産として、指定して寄附され、または交付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決された財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 本財団の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(基本財産の処分)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない理由がある場合において、理事会で出席理事3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けたときは、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算書)

第11条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の議決を経て農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(財務諸表、事業報告書等)

第12条 会長は、毎事業年度終了後2箇月以内に、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書、事業報告書並びに収支計算書を作成し、監事に提出してその監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成し、理

事に提出しなければならない。

- 3 会長は、前項の書類及び報告書について、理事会の議決を経て、農林水産大臣に提出しなければならない。
- 4 会長は、前項の書類及び報告書を事務所に備え置かなければならない。

(借入金)

第13条 本財団は、事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会の議決を得て、その事業年度内において、運用財産をもって償還する一時借入れをすることができる。

- 2 本財団は、事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会の議決を経て、かつ、農林水産大臣の承認を得て、長期借入金の借入れをすることができる。

第4章 役員

(役員)

第14条 本財団に次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上 20名以内
 - (2) 監事 2名以上 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にその職を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう）又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、理事のうち、同一業界の関係者の占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

(役員の職務)

第16条 理事は、理事会を組織し、本財団の業務の執行に関する事項の審議決定に参画する。

第17条 会長は、本財団を代表し、業務を総理する。

- 2 理事長は、会長の定めるところにより、本財団を代表し、会長を補佐して業務を掌理するほか、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び理事長を補佐して本財団の業務を処理し、会長及び理事長に事故のあるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 常務理事は、会長、理事長及び専務理事を補佐して本財団の業務を処理し、会長、理事長及び専務理事に事故のあるときはその職務を代理し、会長、理事長及び専務理事が欠けたときはその職務を代行する。
- 5 理事は、あらかじめ会長の定めた順位にしたがい、会長、理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときはその職務を代理し、会長、理事長、専務理事及び常務

理事が欠けたときはその職務を代行する。

第 18 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計又は業務の執行の状況について、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを理事会、評議員会又は農林水産大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会若しくは評議員会の招集を請求し、又は理事会若しくは評議員会を招集すること。

(役員任期)

第 19 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行なうものとする。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 増員により選任された役員任期は、他の役員残任期間とする。

(役員解任)

第 20 条 会長は、役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会の議決を経て、当該役員を解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 21 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て、会長が決める。

第 5 章 理事会

(構成)

第 22 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 23 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、業務の執行に関する重要事項を審議決定する。

(種類及び開催)

第 24 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 1 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を

- もって招集の請求があったとき。
(3) 監事が招集したとき。

(招 集)

第 25 条 理事会は、第 18 条第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する

2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集は、会日の 5 日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を示した文書により通知して行わなければならない。

(議 長)

第 26 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 27 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議 決)

第 28 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定める場合を除き、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合においては、議長は理事としての議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 29 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は委任状により他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、議事録を作成し、事務所に備え置かなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人 2 人以上がこれに署名押印するものとする。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨付記すること。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

(評議員)

第 31 条 本財団に評議員 15 名以上 20 名以内を置く。

- 2 評議員は、食品産業に関し学識経験を有する者のうちから、理事会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 評議員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 評議員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。
- 5 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 増員により選任された評議員の任期は、他の評議員の残任期間とする。
- 7 会長は、評議員が不適任であると認められるときは、理事会の議決を得て、これを解任することができる。
- 8 評議員は、評議員会を組織し、本財団の運営に関し意見を述べることができる。
- 9 評議員は無報酬とする。

(評議員会)

第 32 条 評議員会は、評議員をもって組織し、会長から諮問を受けた事項を審議決定する。

第 33 条 評議員会は、会長が招集する。

- 2 評議員会の招集は、会日 5 日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を示した文書により通知して行わなければならない。
- 3 やむを得ない理由のため、評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は委任状により他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合、次条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については出席したものとみなす。

第 34 条 評議員会の議長は、その都度評議員会で互選する。

- 2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合においては、議長は評議員として議決に加わる権利を有しない。
- 4 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第 35 条 会長は、評議員会の決議を尊重して本財団の運営に当たるものとする。

第 36 条 評議員会の議事録については、第 30 条の規定を準用する。

(顧問)

第 37 条 本財団に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、本財団の運営の基本方針に関して、会長の諮問に応じ意見を具申する。
- 3 顧問は、学識経験者又は本財団に功労があった者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為を変更するときは、理事会における出席理事の3分の2以上の多数による議決を経て、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(解 散)

第39条 本財団は、理事の3分の2以上が出席した理事会における出席理事の3分の2以上の多数による議決を経て、農林水産大臣の認可を受けた場合には解散をすることができる。

(残余財産の処分)

第40条 本財団の解散に伴う残余財産の処分は、理事の3分の2以上が出席した理事会における出席理事の3分の2以上の多数による議決を経て、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

第8章 事務局

(事務局)

第41条 本財団の事務を処理するため、事務局を設け、所要の職員を置く。
2 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(寄附行為その他の資料の備付け及び閲覧)

第42条 事務所には、次の各号に掲げる資料を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 収支計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 財産目録
- (8) キャッシュ・フロー計算書
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書
- (11) 役員の履歴書及び評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (12) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (13) 寄附行為等に定める機関の議事に関する書類
- (14) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (15) その他必要な資料

2 前項第1号から第10号までの資料については、原則として、一般の閲覧に供しなければならない。

第9章 雑 則

(委 任)

第 43 条 この寄附行為に定めるもののほか、第 4 条第 9 号に掲げる事業を行うために必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第 44 条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の事業の運営上必要な細則は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、本財団の設立許可の日から施行する。
- 2 本財団の設立当初の役員は、第 15 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定にかかわらず、別表 1 に掲げるとおりとし、その任期は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 46 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本財団の設立当初の評議員の任期は、第 30 条第 3 項の規定にかかわらず、昭和 47 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本財団の設立当初の事業年度は、第 10 条の規定にかかわらず、設立許可の日に始まり昭和 46 年 3 月 31 日に終わるものとする。
- 5 本財団の設立時における基本財産は、別表 2（省略）のとおりとする。

附 則 (54. 9. 27)

この改正は、農林水産大臣の許可の日から施行する。

附 則 (56. 5. 27)

この改正は、農林水産大臣の許可の日から施行する。

附 則

この改正は、農林水産大臣の許可のあった日（平成 3 年 4 月 23 日）から施行する。

附 則

この改正は、農林水産大臣の許可のあった日（平成 7 年 3 月 31 日）から施行する。

附 則

- 1 この改正は、農林水産大臣の許可のあった日（平成 11 年 3 月 2 日）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第 14 条第 1 項第 1 号及び第 31 条第 1 項の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附 則

この改正は、農林水産大臣の許可のあった日（平成 11 年 8 月 9 日）から施行する。

附 則

この改正は、農林水産大臣の許可のあった日（平成 13 年 2 月 9 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 18 年 3 月 31 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成19年1月9日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、現在の役員の任期満了の日の翌日（平成21年4月1日）から施行する。